

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）一覧

高島町税条例		地方税法対象条文	特例対象施設等	特例率	対象固定資産		
条	項				土地	家屋	償却資産
第61条の2		第349条の3第27項	家庭的保育事業(利用定員5名以下)の用に直接供するもの	1/2		○	○
	2	第349条の3第28項	居宅訪問型保育事業(利用定員制限なし)の用に直接供するもの	1/2		○	○
	3	第349条の3第29項	事業所内保育事業(利用定員5名以下)の用に直接供するもの	1/2		○	○
第10条の2	3	附則第15条第2項第1号イ	特定太陽光発電設備 ※1,000kw未満	2/3			○
	4	附則第15条第2項第1号ロ	特定風力発電設備 ※20kw以上	2/3			○
	5	附則第15条第2項第1号ハ	特定地熱発電設備 ※1,000kw未満	2/3			○
	6	附則第15条第2項第1号ニ	特定バイオマス発電設備 ※10,000kw以上20,000kw未満	2/3			○
	7	附則第15条第2項第2号	特定バイオマス発電設備 ※10,000kw以上20,000kw未満 ※木竹に由来するもの若しくは農作物の収穫に伴い発生するもの	6/7			○
	8	附則第15条第2項第3号イ	特定太陽光発電設備 ※1,000kw以上	3/4			○
	9	附則第15条第2項第3号ロ	特定風力発電設備 ※20kw未満	3/4			○
	10	附則第15条第2項第3号ハ	特定水力発電設備 ※5,000kw以上	3/4			○
	11	附則第15条第2項第4号イ	特定水力発電設備 ※5,000kw未満	1/2			○
	12	附則第15条第2項第4号ロ	特定地熱発電設備 ※1,000kw以上	1/2			○
	13	附則第15条第2項第4号ハ	特定バイオマス発電設備 ※10,000kw未満	1/2			○
	14	附則第15条の8第2項	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	2/3		○	
	15	附則第15条の9の3第1項	大規模の修繕等が行われた築20年以上のマンション	0		○	

※この他にも対象となる資産がありますので、詳しくは税務課資産税係までお問い合わせ下さい。